

平成24年3月14日

法務省大臣官房司法法制部
部長 小川秀樹様

日本弁理士会
会長 奥山尚一

意見書の提出について

拝復 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成24年3月7日付け書簡を以ってご依頼のあった標記の件につき、下記のとおり回答致しますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

敬具

記

質問事項1. 法的サービス提供者としての弁理士の活動領域の在り方について

回答1. 知的財産の国家戦略的重要性が近年飛躍的に増大していることを背景に、弁理士には、知的財産専門家として、知的財産の創造から権利化そして権利活用まで、依頼者から知的財産に関する様々な状況への関与が求められています。

当会は、弁理士は「知的財産制度を担う中核的存在」であると認識しており、弁理士が、弁理士法に規定される権利の設定という弁理士の根幹業務をベースに、裁判外紛争解決手続、補佐人業務、訴訟代理人業務等において、社会の期待に十二分に応え得る法的サービスを提供できるよう研鑽の場の提供等に努めています。

また、企業活動のグローバル化とともに、弁理士にも国際的な競争力が求められています。当会は、我が国の国際競争力を向上させるために、企業に対して知的財産制度の側面から多様な支援を行うことが不可欠であると考えており、弁理士のスキルの向上は当然ながら、弁理士の国際的活動を支援できる制度作り等にも努めています。

さらに、全国の中小企業や個人が、知的財産に係る専門サービスを円滑に

享受できるよう、全国に支部を配置し、地域での支援活動を強化しております。一例として、弁理士不在の地域の解消を図るため、当会による会設特許事務所を2箇所設置しております。

質問事項2. 弁理士から見た現在の法曹養成制度(法科大学院を中心とした、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度)の評価について

回答2. 当会は、弁理士が知的財産に係る高度な法的サービスを提供する上で、弁護士は重要なパートナーであると認識しております。

近年の弁理士法改正においては、弁理士が提供する知的財産専門サービスの高度化を図るため、著作権法及び不正競争防止法を必須の弁理士試験科目とし、弁理士登録前には実務修習制度を導入し、弁理士全員に継続研修を義務化しております。

法科大学院や司法試験、さらには司法修習など一連の法曹養成制度の中においても、知的財産権に関連する内容も増えてきていると認識しております。

上記「回答1」でも説明しましたように、知的財産に係る専門サービスへの国民の期待は、益々多様化・高度化しております。当会としては、知的財産に関する弁護士の方々には弁理士登録して頂き、弁理士と共に実務経験や研修等の研鑽を積み、高度な知的財産に係る専門サービスを提供できるよう努力して頂きたいと考えております（現在、約360名の弁護士資格保有者が弁理士登録しています）。

知的財産制度の側面から見た法曹養成制度については、このような弁理士に係る知的財産専門家の養成過程も考慮した制度作りをお願したいと思います。

質問事項3. その他、1及び2に関連する事項について

回答3. 弁理士から弁護士になるため、現在の法曹養成制度を活用している人もいます。もし、検討が可能であるなら、司法試験を受ける弁理士資格保有者には選択科目「知的財産法」を免除して頂けると、知的財産分野における人材の有効活用が図れると考えます。

以上